平成２７年（フ）第４７２号
埼玉県春日部市新宿新田340番地12　南桜井ガーデンＢ－９
債務者　竹内　絵里
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４９６号
埼玉県春日部市藤塚1520番地206　ウィステリアアロッジオ201
債務者　長田　晋士
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５１７号
埼玉県三郷市谷口564番地５　サンハイツ谷口203、旧住所埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目328番地
債務者　五十嵐　勉
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１２７号
新潟県長岡市花園１丁目７番４号　セントポーリア101号室
債務者　星野　国浩
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
新潟県長岡市上前島町211番地
債務者　佐藤　千恵
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第９８号
岐阜県恵那市大井町2498番地１
債務者　八木　朱美
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第３５１号
沖縄県那覇市字小禄1284番地１　レジデンスＵＥＨＡＲＡ302
債務者　真栄城友明
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第３５２号
沖縄県那覇市字小禄1284番地１　レジデンスＵＥＨＡＲＡ302
債務者　真栄城明子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１８６２号
札幌市厚別区厚別西２条４丁目８番15―301号
債務者　大家あき子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８７１号
札幌市東区北31条東16丁目４番15号　プレイス元町202号
債務者　大山　睦子（旧姓小泉）
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３９１号
相模原市中央区中央６丁目１番１号　ヴァンテアン中央505
債務者　山本　良枝
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３９４号
相模原市中央区青葉２丁目３番11号
債務者　加藤久美子
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４０３号
相模原市南区古淵６丁目１番26号　サニーヴィラＡ203号室
債務者　志賀　厚介
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４０７号
相模原市中央区宮下本町１丁目11番４号　シティフェイス２―106
債務者　泉田　義之
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４１１号
相模原市南区鵜野森１丁目７番４号
債務者　金子　和男
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第４３号
京都府京丹後市大宮町河辺3518番地の１　大宮建材アパート23号室、住民票上の住所京都府京丹後市峰山町荒山98番地の２
債務者　河戸　顕一
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第２３号
京都府福知山市字天田131番地の２
債務者　上田　達司
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係